



なぜ?ひょっとしてそれ

## インフルエンザかも…!

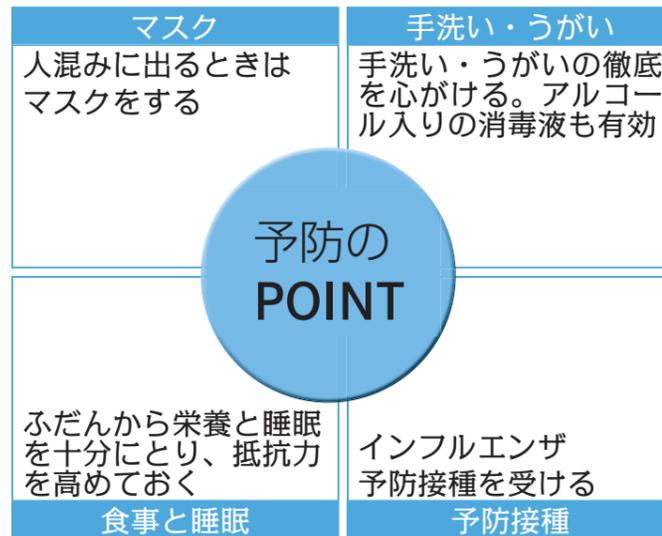
### ●インフルエンザと風邪は違う病気

インフルエンザは風邪とは全く別の病気で、症状や感染力も強く、ときに重症化して命に関わることもある感染症です。とくに、子どもや高齢者は重症化したり合併症を併発する危険が高くなるため、より注意が必要です。インフルエンザと風邪の主な違いを表にまとめてみました。

	インフルエンザ	かぜ
症状	38℃以上の発熱、せき、くしゃみなどの呼吸器症状、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感など	微熱、くしゃみ、鼻水、のどの痛みなどの部分的症状
経過	急激にすすむ。重症化することもある	ゆるやかにすすむ
感染力	強い。人から人へ急速に広がる	インフルエンザほど強くない

### ●まずは感染経路を断とう

インフルエンザは感染した人との会話や咳、くしゃみなどから放出されたしぶきに含まれるインフルエンザウイルスを吸い込むことで感染します(飛沫感染)。この距離は1~2メートルといわれています。また、ウイルスを含んだ飛沫は、ドアノブなどさまざまなものに付着しています。それらに触れた手で眼や口に触れると感染する可能性があります(接触感染)。インフルエンザにかからないようにするためにはこの2つの感染経路を断つことが大切です。



### ●お年寄りの予防接種を助成します

市では高齢者インフルエンザ予防接種の助成を実施しています。

- ▶対象者 ①満65歳以上の方  
②満60~64歳で心臓、腎臓、呼吸器に重い病気があり身体障害者手帳1級をお持ちの方
- ▶実施期間 10月15日(水)~12月31日(水)まで
- ▶料金 1,500円(自己負担)※一人1回のみ

#### ◆問い合わせ先

保健課(えぼか内)健康増進係 ☎63-2780

# 国保年金

だより

KOKUHONENKINDAYORI

## 国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象です



### ■控除証明書が届きます

平成26年中に国民年金保険料を支払った方が、確定申告または年末調整の際に社会保険料控除を受けようとする場合、国民年金保険料を納付したことを証明する書類を申告書等に添付しなければなりません。

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構より発行されます。再交付は控除証明書専用ダイヤルで申請できますが、届くまで一週間ほどお時間がかかります。

### ■対象者と発送時期

平成26年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方には、11月上旬に日本年金機構より控除証明書が発送されます。なお、10月1日から12月31日までの間に、はじめて保険料を納付された方については、平成27年2月上旬に控除証明書が発送されます。

配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納付したときは、納付した方がその保険料額を申告することができます。お問い合わせは、ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤルまでお願いします。

### ◆問い合わせ先

市民課 国保年金係  
☎24-5342

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル  
☎0570-058-555  
(ナビダイヤル)

〈受付期間〉平成26年11月4日(火)~平成27年3月16日(月)

〈受付時間〉  
○月曜日~金曜日:午前9時~午後7時  
○第2土曜日:午前9時~午後5時

(IP電話・PHS電話からは、03-6700-1144) ※祝日、12月29日~1月3日は、ご利用いただけません

○自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。